

◎議案第 22 号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 16、議案第 22 号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 22 号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議案説明であります。議 22-10 をお聞き願います。

町長公約の項目の一つに掲げられている行財政の総点検の実施及び見直しについての具体的な取り組みとして、地方自治法第 138 条の 4、第 3 項の規定に基づく附属機関のうち条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について検証を行った結果を踏まえ、附属機関の統廃合を実施するとともに、附属機関の一覧性を高めるべく個々に定められていた条例を一本化するため、本条例を制定するものであります。

内容につきましては、さきの説明会で説明したとおりでございますので、詳細は省略させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町附属機関の設置に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、所掌事務及び委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌するものとする。

（組織）

第 3 条 前条の附属機関は、別表に掲げる委員の定数により組織する。

2 当該附属機関における委員の任期は、別表に掲げるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(白老町特別職報酬等審議会条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 白老町特別職報酬等審議会条例(昭和44年条例第2号)
- (2) 白老町立国民健康保険病院運営審議会設置条例(昭和49年条例第44号)
- (3) 白老町総合計画審議会条例(昭和50年条例第44号)
- (4) 白老町町史編さん委員会条例(昭和57年条例第35号)
- (5) 白老町財産管理委員会条例(昭和58年条例第10号)
- (6) 白老町行政改革推進委員会条例(平成7年条例第28号)
- (7) 白老町上下水道事業運営審議会条例(平成7年条例第31号)
- (8) 白老町文化財等運営審議会条例(平成9年条例第30号)
- (9) 白老町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第35号)
- (10) 白老町観光対策審議会条例(昭和54年条例第4号)
- (11) 白老町住居表示審議会条例(昭和54年条例第18号)
- (12) 白老町健康づくり推進委員会条例(平成5年条例第2号)
- (13) 白老町みんなの基金事業運営委員会設置条例(平成2年条例第16号)
- (14) 白老町文化振興審議会条例(平成元年条例第28号)
- (15) 白老町スポーツ推進審議会条例(昭和51年条例第38号)

(白老町学校給食センター条例の一部改正)

第3条 白老町学校給食センター条例(昭和45年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とし、第9条を第5条とする。

(白老町表彰条例の一部改正)

第4条 白老町表彰条例(昭和59年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条を削り、第15条を第13条とする。

(白老町営住宅条例の一部改正)

第5条 白老町営住宅条例(平成9年条例第29号)の一部を次のように改正する。

目次中「第66条」を「第65条」に改める。

第9条第4項中「第59条で定める」を「白老町附属機関の設置に関する条例(平成25年条例第 号)に規定する」に改める。

第59条を削り、第60条を第59条とし、第61条から第66条までを1条ずつ繰り上げる。

(白老町中小企業振興条例の一部改正)

第6条 白老町中小企業振興条例（昭和53年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「第14条」を「第13条」とし、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

（白老町情報公開条例の一部改正）

第7条 白老町情報公開条例（平成11年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第16条中「白老町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第35号）」を「白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第 号）」に改める。

（白老町個人情報保護条例の一部改正）

第8条 白老町個人情報保護条例（平成11年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号中「白老町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第35号）」を「白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第 号）」に改める。

（白老町公民館条例の一部改正）

第9条 白老町公民館条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

第15条第2項中「第6条」を「第4条」に、「第7条」を「第5条」に、「第10条」を「第8条」に、「第11条」を「第9条」に、「第18条」を「第16条」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とする。

第18条第1項中「第15条」を「第13条」に、「第10条」を「第8条」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とし、第20条を第18条とする。

別表第1及び別表第2中「第9条」を「第8条」とする。

（白老町立図書館条例の一部改正）

第10条 白老町立図書館条例（昭和58年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

（経過措置）

第11条 この条例の施行の際、第2条第1号から第9号までに掲げる条例及び第3条から第5条までに掲げる条例により設置されていた附属機関は、当該条例の廃止又は一部改正にかかわらず、この条例により設置された附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

本案についての質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 22 号 白老町附属機関の設置に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。